

一般財団法人

サンヨー食品文化スポーツ振興財団

サンヨー食品 青少年育成アシスト 助成金

平成 29 年 1 月 募集要項

1. 助成の趣旨

当事業は、群馬県内の青少年の健全育成に寄与するため、文化・スポーツなどの各分野において、必要な援助を行い、次代を担う人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 助成対象となる団体

- 1) 群馬県内に拠点をもち、文化またはスポーツの振興を主たる目的としている
公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人または一般財団法人
- 2) 上記以外の団体であって以下の要件を備える群馬県内に拠点を持つ
非営利活動団体（特定非営利活動法人等）
 - ① 団体の規約、定款等の組織運営上のルールがある
 - ② 自助努力による資金確保に努め、自ら経理し監査する等の会計組織がある
 - ③ 団体の意思を決定し執行する組織が確立している
 - ④ 3 年以上の活動実績があり、企画した事業を確実に執行できる
 - ⑤ 団体の役員等が反社会的勢力との関わりがない

3. 助成の対象となる事業

18 歳以下の青少年を主な対象とし文化またはスポーツの振興に関して計画される事業で、もって青少年育成に寄与するものとします。

宗教活動や政治上の問題に関する事業は対象外とします。

4. 事業の実施期間

助成対象となる事業は、平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの間で実施され、完了する事業とします。

5. 助成の金額

助成の対象となる事業 1 件につき 10 万円から最大 50 万円（1 万円単位）の範囲で審査の結果、当財団が必要と認めた金額とします。

6. 対象となる経費

助成の対象となる経費は事業の実施に必要不可欠な経費で、次の費目のうち領収書が添付できるものとします。

費目	内容
謝金	講師、審判ほか外部協力者への謝金
旅費交通費	外部協力者の交通費、宿泊費
食事代	1,000 円/人以内の事業当日の参加者、スタッフ等の弁当代
印刷費	対象事業の募集案内・ポスター等の印刷費
借料・会場費	事業実施のための会場使用料や会場設営に関わる経費
業務委託費	事業の実施に関わる委託を行った際の費用
その他事業実施に必要な経費	上記以外で特に必要な費用として申請し、選考委員会で認められたもの

※ 助成の対象となる経費は事業実施当日の必要経費に限りますので、事前の打合せ、練習等に係る経費は対象といたしません。

※ 謝金等の特定の費目が突出することの無いよう、各費目のバランスに気を付けて申請してください。

7. 申請方法

下記の書類を揃えて必要事項を記入の上、郵送にてご提出ください。

なお、申請書類は返却いたしませんのでコピーを保管ください。

応募できるのは 1 団体 1 事業までとします。

申請に必要な書類

- ① 当財団所定の助成金申請書
- ② 対象団体であることを証明する書類
 - ・履歴事項全部証明書または定款写し、団体規約や会則等
 - ・役員名簿
 - ・団体の前年度事業計画書、決算報告書
 - ・活動実態がわかる資料（過去の事業のパンフレット・写真等）

※ 助成金申請書書式は、当財団に E メールにて「育成アシスト申請書希望」と明記のうえ送信いただければ、申請書書式(word 形式)を添付して返信いたします。

※ 郵送を希望する場合は、当財団へ電話または FAX にて郵送を依頼してください。

8. 申請受付期間

平成 29 年 1 月 1 日～3 月 31 日（消印有効）

9. 審査と決定

当財団選考委員会で審査のうえ、理事会の承認を経て決定し、平成 29 年 6 月末までに申請団体に採否の通知を行います。なお、選考の過程、採否の理由等のお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。

10. 助成金の交付

当財団が対象事業ごとに助成金交付日（事業実施の概ね 1 か月前）を決定し、対象団体が指定する銀行口座に振り込みます。

11. 事業完了の報告

対象事業が終了後 2 か月以内に下記書類をそろえて当財団に提出していただきます。

- ① 当財団所定の助成事業完了報告書・収支決算書
- ② 助成対象となる科目の領収証の写し
- ③ 開催要領、プログラム、ポスター等の制作物
- ④ 開催時の写真（報告書に同封していただくとともに、写真データを下記のアドレスにお送りください）E-mail : ikusei@sanyofoods.co.jp
- ⑤ 実施事業の状況を示す関係書類（参加者名簿、掲載新聞・雑誌のコピー等）

12. その他

- 1) 助成金申請時に対象事業の詳細が確定していない場合、または変更が生じた場合は、詳細が決定したのちまたは変更が決定したのち、速やかに修正事業計画書および修正事業予算書を提出していただきます。
ただし再提出された修正予算案に基づく助成金増額はいたしません。
- 2) 事業完了後の事業収支において、助成対象経費の合計が、当財団からの助成金額を下回る場合は、助成金の返還が必要となります。
- 3) 助成金交付の決定は助成財源の範囲内で行いますので、交付の決定に至らない又は申請額から減額して交付の決定を行う場合があります。

青少年育成アシスト助成金

平成 28 年 4 月募集 助成実績一覧

【文化系部門・スポーツ系部門】 5 団体 96 万円助成

茶道裏千家淡交会群馬県支部	「こども茶道教室—みんなでお茶を体験しよう」
群馬県空手道連盟	「第 19 回関東中学生空手道選手権大会」
群馬県サッカー協会	「2016JFA キッズ U-9 サッカーフェスティバル in しんとう」
群馬県障害者スポーツ協会	「第 1 回群馬県障がい者陸上体験イベント・記録会」
群馬バスケットボールアカデミー	「プロバスケットボール選手によるスポーツ振興業務」

平成 27 年 7 月募集 助成実績一覧

【文化系部門】 5 団体 100 万円助成

特定非営利活動法人 音楽の宅配便	「音楽隊がやってきた！」
日本将棋連盟 群馬県支部連合会	「中高生とプロ棋士の手づくり交流会」
NPO 法人 日本少年少女オーケストラ協会	「ぐんま国際青少年オーケストラキャンプ 2016」
特定非営利活動法人 ブナの木	「小規模学校・幼稚園・養護学校等 演劇巡演事業」
前橋市吹奏楽連盟	「前橋市吹奏楽連盟 楽器別講習会」

【スポーツ系部門】 5 団体 100 万円助成

朝倉スポーツクラブ	「スポーツ大好き子供育成事業」
NPO e-Powers ハートミントクラブ	「ジュニアハートミント リーダー交流会」
群馬県スキー連盟	「群馬県スキー連盟強化合宿」
群馬県ソフトテニス連盟	「関東小学生ソフトテニス選手権大会」
群馬県ラグビーフットボール協会	「群馬県女子ジュニアラグビー普及事業プロジェクト」

<お問合せ・申請書提出先>

一般財団法人 サンヨー食品文化スポーツ振興財団 事務局

〒371-0811 群馬県前橋市朝倉町 555-4

TEL : 027-220-3402 FAX : 027-220-3449

E-mail : ikusei@sanyofoods.co.jp

平成 年 月 日

一般財団法人 サンヨー食品文化スポーツ振興財団
代表理事 井田 純一郎 殿

サンヨー食品 青少年育成アシスト助成金申請書

(文科系 ・ スポーツ系)

助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、助成金は申請事業目的以外には使用しないことを誓約します。

記

1. 申請団体 概要

団 体 名	
住 所	〒
代 表 者	印
HP URL	
設立年月日	年 月 日
設立の目的	
団体事業概要	

- ◎ 添付書類
- ① 履歴事項全部証明書写しまたは定款写し・団体規約・会則など
 - ② 役員名簿
 - ③ 前年度事業計画書及び決算報告書
 - ④ 活動実態がわかる資料（パンフレット・写真等）

2. 連絡担当者

フリガナ 氏名		団体での役職	
連絡先	TEL		FAX
	E-mail (必須)		

3. 助成事業の計画

事業の名称	
実施予定日	平成 年 月 日～平成 年 月 日（事業日数 日） ※実施予定日が決まっていない場合は、およその時期をご記入ください
実施場所	
事業の内容	（必ず概要を記入してください。 具体的資料があれば添付して下さい。）
	青少年（18歳以下）の参加者見込み数 _____ 人 ※年齢層が特定されている場合は「高校生」「中学生」「小学生」「未就学児」等ご記入ください
実施した場合の 効果	（具体的に・簡潔に）
経費総額	円（別紙予算書）
交付申請額	万 円 （10万円～最大50万円）
他の助成金 利用予定の有無 （該当番号に○） （予定ありの場合は 詳細ご記入下さい）	1. 利用予定 なし
	2. 利用予定 あり 助成団体名【 _____ 】 決定済の場合…決定金額 _____ 円 申請中の場合…申請金額 _____ 円 決定予定時期 _____

4. 助成事業収支予算書

金額単位：円

科 目		金 額	内 容 (積算説明)	
収 入 の 部	当財団助成金申請額			
収 入 合 計				
費 目		金 額	内 容 (積算説明)	
支 出 の 部	助 成 対 象 経 費	謝金		
		旅費交通費		
		食事代		
		印刷費		
		借料 会場費		
		業務委託費		
	助成対象経費合計			
	助成対象外経費 (各団体判断)			
助成対象外経費合計				
支 出 合 計				

※対象経費は事業実施のための必要不可欠な直接的な経費です。

※但し直接的な経費であっても賞金や景品また金券などは対象外です。

※また、団体運営上の経費(人件費、事務所賃借料、水道光熱費等)や事業に直接関わりのないカメラ、パソコン、プリンター等の経費は対象外経費となります。

※記入にあたっては貴団体のご判断でご記入ください。最終認定は、当財団選考委員会にて行います。

5. 減額時の事業実施可否

助成金交付の決定は助成財源の範囲内で行いますので、交付の決定に至らないまたは申請額から減額して交付の決定を行う場合があります。

◇減額の場合でも当該事業を実施しますか？（いずれかに○を付けてください）

☐	はい、実施します
☐	いいえ、実施しません